# 気象業務法の一部を改正する法律案参照条文

○国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)(抄)	○登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)(抄)…	〇電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)(抄)	○気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)(抄)…	
8	8	(抄)7	1	

## 務 法 0 部 を改正する法律案参照条文

気 和二 十七 年 法 律 第 百 六十 -五号)

## 目

第 交通 条 の安 こ の 全 法  $\mathcal{O}$ 律 確 は、 保 産業の興隆等な気象業務に関わ 等公共の福祉の協会する基本的制度 増進に寄与するとともに、度を定めることによつて、 気象業 気象業 務 務 にの 関 健 ける国 全な発達 際 的協図 り、 力を行うことを目 Ł つて災 害  $\mathcal{O}$ 予 的

第二条 に お 1 、 て -気象」とは、 気 諸 現象を · う。

2 この法 法律 に法 お律 11 て 地 象」とは、 地震及  $\mathcal{U}$ 火へ 山電 現 離 現象並びに気象に突 触層を除く。) の諸 密接に関 医連する地 面 及 Ű 地 中  $\mathcal{O}$ 諸 現 う。

3 の法 律 に お 11 7 水象」とは、 気象又は地震に 密接に関連する 陸水及び 海洋 . の 諸 現象をい , う。

の法律 に お 11 7 気象業務」とは、 左に掲 げる業務をいう。

気象、 地象及び地象の地質 华 象、 地震及び火山理地動及び水象の  $\mathcal{O}$ 観測 並びにその 成 水果 象の の収 集及び 発 表

気象、 山現象を除く。 及 び 予 報 及 び 警 報

気象、 水象に 関 はする情報 報 表

地球磁 気及  $\mathcal{U}$ 地 球電 気 の常 時 観測 側並びにその成男物の収集及び発表 果  $\mathcal{O}$ 収 集 及 び

五四 前各号の 事項 E 関する統 計  $\mathcal{O}$ 及び 調 査 並 び に 統 計 及 Ű 調 査  $\mathcal{O}$ 成 果の 発

発

表

各号の 業務 を 行うに必 要な 研作成

七六 前前 各号の 業務 を 行うに必 要な 附帯 業務

5 この 法 律 に お 11 て 観 測」とは、 自然科学的 方法に よる 現 象 う。

6  $\mathcal{O}$ 法 律 に お *\* \ て 「予報」とは、 測 の成果に基 < 現象  $\mathcal{O}$ 

7  $\mathcal{O}$ 法 に お て 警報」 とは、 重 の予 ある旨を警告して行う予報をの観察及び測定をいう。 1 う。

8 「気象測 器」とは、 、気象、地象及び水象元大な災害の起るおそれ  $\mathcal{O}$ 観 測 に用 いる器具、 器械 及び装置をいう。

象庁 津波及び高潮の子地震及び火山現象を長官の任務) 条  $\mathcal{O}$ 目 的 を の中枢組織を確立し、及の網を確立し、及び維持のするため、左に掲げる る事 項 を行うように努め なけれ

- 気 気 象、 象 に 関 する 観 測
- 予報及 び警報  $\mathcal{O}$ 及び維持すること。
- 気象の観測 、及び維持すること。
- 一を図ること。
- 六五四三 3利用を促進す気象の観測の気象の観測の地震及び火山 進すること。説測の成果、気象の予報及び警報並びに気象に関する調査説測の方法及びその成果の発表の方法について統一を図るが山現象の観測の成果を迅速に交換する組織を確立し、観測、予報及び警報に関する情報を迅速に交換する組織を 査及び研 究  $\mathcal{O}$ 成 果の 産業、 交通 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 社 活

る

第六条(気 限りでない。国土交通省令で定める技術上 0 基 準 従つて

- 三 その成果を電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第九号のこれをしなければならない。但し、左に掲げる気象の観測を行う場合は、この限りこれをしなければならない。但し、左に掲げる気象の観測を行う場合には、前四 一 研究のために行う気象の観測 こ 国土交通省令で定める気象の観測 で る象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象の観測を行う場合には、前の大きには、前の大きには、前の大きには、国土交通省令で定める気象の観測を行う場合には、前の大きには、前の大きには、国土を通道を行う気象の観測を行う気象の観測を行う気象の観測を行う気象の観測を行う気象の観測を行う気象の観測を行う場合には、国土の成りを表示といる。 ご行う場合は、この限別を行う場合には、 限 りで ない。 上  $\mathcal{O}$ 基準 に 従つてこれをし

  - 号 0 電 気 事 ·業 の 運 営 に 利 用 するた  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 気 象  $\mathcal{O}$

## 測

4

- $\mathcal{O}$ 前二 定の項 の規 定 に ょ 《果を報告することを求めることができる。《象に関する観測網を確立するため必要がなより、その旨を気象庁長官に届け出なけれる。 必要があると認めるときは、前項前に出なければならない。これを廃止してしなければならない者がその施 設 を設置 たにより届出をした日様とする。 土 交 通 省
- 5、気象の観測の気象庁長官は、 厅長官は、気象に即めるところにより、  $\mathcal{O}$ 成 ||段の規定したときも| た 者 に 対

## 測 用 る 気 測

によ ため 九 構 を含む。 造 七 り気象庁長 0 条  $\mathcal{O}$ 気象測 観 第六 測 及び 条 に 項 器 用  $\widehat{\mathcal{O}}$ 官の 性 規 で 11 国 る 定 能 項 登録 を有 によ 土交通省令で 気象測器であ 若 しく り船舶 通省令で定めるものたを受けた者が行う検 する必要が は 第二 に 0 備 項 って、・ え付い あ 0 規定 るものとし 正 け る 確 に は、 な観 定に合格したもの 気 ょ 象 ŋ て別 技 測 測 0 器 術  $\bigcirc$ 実施 表の 又は 限りでな  $\mathcal{O}$ 、上欄に掲 及び 第 基 + 準 でな -七条第 V ) 観 測 従 だがるもの方法 げ 0 て れ ば、 項  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ な 統一 は、 規 け 使 定に 用 を確保するため 第三十二条の三及び第三十二条 L ば ては ょ な ŋ 5 許 ならない。 可 を受け 象 É  $\mathcal{O}$ ただし、 た 観 定の 者 測 が 12 構 同 用 造 特 項 殊  $\mathcal{O}$ る のの 材 予 兀 料 類  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 測 規 性 務 又 は 定 質

## 争 報 及 び 報

 $\mathcal{O}$ 

利用に適合する予報及び警報をすることができる。

条 潮、 気象庁は、 は、 び 洪 政 水 令 がについて かについて がしため 7 るところに  $\mathcal{O}$ 般の (令の定めるところにより、津利用に適合する予報及び警報) より、気象、地象(地震及び 川用に適合する予想より、気象、地象 を山 現象を除 ζ. なこいの。き お 1 7 以下 同 津

2 気象庁は、 前 項の 予報及び 報 の外、 政 波 高潮、波浪及び出 洪 水 以 外  $\mathcal{O}$ 水 象に 0 1 て 0 般

3 気象庁 これ は を公・ 前 衆に 項 周  $\mathcal{O}$ **向知させるように好の予報及び警報をよ** をする場合は、 努め なけ れ ば なら 自ら予 な 報 11 事 項 及 び 報 事 項  $\mathcal{O}$ 周 知  $\mathcal{O}$ 措 置 を 執 る外、 報 道 機 関  $\mathcal{O}$ 

第十四条 する予報及 気象庁 び 警 は、 報 を 政令 L なけ 0 れ 定めるところにより、 ばならない。 気 象 地 象、 津 波、 高 潮 及 び 波 浪 に 0 1 て  $\mathcal{O}$ 航 空機 及 び 船 舶  $\mathcal{O}$ 利 用 適

## 3 (略)

第 + を 几 条 0) け れ ば 気 象庁 なら な は、 \ \ \ 政 令 0) 定 めるところによ り、 気 高 潮 及 び 洪 水 に 0 1 て  $\mathcal{O}$ 水 防 活 動  $\mathcal{O}$ 利 用 に 適 合す る予 報 及 び

2 事 ょ り 務 (を行う) 象庁な 浸 水する区 けは、 国 土 水 交 域 防 及 通 法 及びその水深)過大臣と共同と 深) L 兀 を示し て、 年 法 当該 律 第百 て洪 河 川の水 水 こついての\*\*の水位又は流 に 水防 条 (i 第 活 動 はん濫した後に一項の規定によ  $\mathcal{O}$ 利 用 12 適 合す に ょ おり る予 い指 定され て は、 報及び警 水た何 日報を 若川 しく に L 0 はい な て、 け 流 れ 量 豆 水 ば な は 防 5 は 12 な W 関 濫に する

協

力

を

求

- 3 て洪 象庁 水につい 7 水  $\mathcal{O}$ 防 法 水 第十 防 活 動 条第  $\mathcal{O}$ 利 用 項の に 適 規定 合する予 E より指定され 報及び 警報をし た河 なけ Ш 12 つい れ ば て、 ならな 都道 府 県 知 事 と共 同 水位又は流 量 示
- 4 · 5 (略)
- + 電 浪 が 話 及 五. :なくなつた場合も同に株式会社、警察庁、 び洪 式 公会社、 気象庁 警 報をしたときは、 は、 第十三条第一項、 様とする。 海上保安庁、 (庁、国土交通省、日本放政令の定めるところによ 第十 应 条第一 項又は ノ、直ちに、 は前条第一. 送協 会又は から第三元 その警報 都 道 府 県 の事項 項を Ĵ 機 関 で 0 東 に 規 诵 日 四本電信 定に ょ り、 電 け 話 れ ば株式 気 ならない、 津 波、 1 西 日 高 戒本 の電 必 信
- 2 さ れ 前 た事項を関 項の 通 知を受け 係 市 町 た東日本電信電 村 長に通知 するように努 話 株 式 会 8 な 西 け 日 れ 本 ば 電 なら 信 電 な話 株 式 会社 警察庁 及び 都 道 府 県  $\mathcal{O}$ 機 関 は 直 5 に そ  $\mathcal{O}$ 通 知
- 3 5 な前 項の 通 知を受け た市 町 村 長は 直 ちにその 通 知された た事項を公衆及び 所 在  $\mathcal{O}$ 官 . 公署 12 周 知 さ せるように 努め な け れ ば な
- 4  $\otimes$ なけ 第 れ 項 ばなら  $\hat{O}$ 通 知 ない を受けた 海 上 保安庁  $\mathcal{O}$ 機 関 は、 直 ち に そ  $\mathcal{O}$ 通 知 さ れ た 事 項 を 航 海 中 及 Ű 入 港 中  $\mathcal{O}$ 船 舶 に 周 知 さ せるように 努
- 5 ばならな 項 の 通 知 を受け た 玉 土 交 通 省  $\mathcal{O}$ 機 関 は 直 ち ど そ  $\mathcal{O}$ 通 知 さ れ た 事 項 を 航 行 中  $\mathcal{O}$ 航 空 機 12 周 知 さ せるように努め な け れ
- 6 項  $\mathcal{O}$ 通 知を受 け た 日 本 放 送 協 会 0 機 関 は 直 ち そ  $\mathcal{O}$ 通 知 Ë n た 事 項  $\mathcal{O}$ 放 送 を L な け れ ば なら な

# 航空予報図の交付)

第 予 報六 条 図 を交付し 気象庁 なけ、は、 れ 国土交通 ば なら 省令 な で定め る航 空機 に 対 そ  $\mathcal{O}$ 航 行 前 気 地 象 又は水象に 0 1 7  $\mathcal{O}$ 予 想を記 た航

# (予報業務の許可)

- 第 する 七 条 合 は、 気 象 気 庁 象庁 以 外 長官の  $\mathcal{O}$ 者 が 許 気 x 象、 〒を受け, 地 象、 なけ 津 れば 波、 な 高 5 な \ <u>`</u> 波 浪 又 は 洪 水  $\mathcal{O}$ 子 報  $\mathcal{O}$ 業 務 以 下 子 報業 務 とい . う。 を行 おうと
- 2 前 項の 許 可 は 予 報業務  $\mathcal{O}$ 目 的 及び 範 囲 を 定 めて行う。

# 可の

第十八条 気象庁長官は、 前条第 項の規定による許可の申請書を受理したときは、 次の基準によつて審査しなければならな

- であること。 当該予報業務 を 適 確 に遂 行するに 足り Ś 観 測 その 他  $\mathcal{O}$ 予 報 資料 の収 集及び予 報資料  $\mathcal{O}$ 解 析  $\mathcal{O}$ 施 設 及び 要員 を有するも 0
- 二 当該予報業務  $\mathcal{O}$ 目 的 及び 範 开 に 係る気象庁 の警報 事 <del>,</del>項 を迅 速に受けることができる施設 及び 要員 を有するも  $\mathcal{O}$ であるこ
- 気象庁長官は、前項の規定により審査した結果、その三 当該予報業務を行う事業所につき、第十九条の二の て許可しなければ ならない。 り申請い 申請が同項の基準に適合していると認めるときは、要件を備えることとなつていること。 次 の場合を除
- 許可を受けようとする者が、第二十一条ることがなくなつた日から二年を経過しな許可を受けようとする者が、この法律の! 律の規定により罰 金以 Ĺ の刑に処せられ、 その 執行を終 いわり、 又はその執行を受け
- あるとき。 条の規定により許可ない者であるとき。 より許可  $\mathcal{O}$ 取 消 L を受け、 その 取 消 L  $\mathcal{O}$ 日 から二年を経過 L な い 者で
- 許可を受けようとする者が、 法人である場合において、 その 法 人の役員 が 第 号 又 は 前 号に該当する者であるとき。

# (気象予報士の設 置

第 り、気象予報士(第二十四条の二十の登録を受けてい九条の二 第十七条の規定により許可を受けた者は、 1 ,る者をいう。以下同じ。) を置かなければならない。当該予報業務を行う事業所ごとに、国土交通省令で定めるところに

# 気象予報士に行わ

第 九条の三 ばならな 七 条の規定により許可を受けた者は、せなければならない業務) 当該予報業務のうち現象の予 想 に つい ては、 気象予報 士 に 行 わ せ な

# 業務改善命令

第二十条の二 可を受けた者に対し、その施設及び要員について同項各号に適合するための措置その他当該予報業務の運営を改善するため合その他第十七条の規定により許可を受けた者の予報業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該許二十条の二(気象庁長官は、第十七条の規定により許可を受けた者が第十八条第一項各号の一に該当しないこととなつた場 に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

# 可の取消し等)

第二十一条 止を命じ、又は許可を取り消すことができる。二十一条 気象庁長官は、第十七条の規定によ 第十七条の規定により許可を受けた者が 次の各号の 一に該当するときは、 期間 を定めて の停

この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は許可若しくは認可 に付 した条件に違反 たと

第十八条第二項第一号又は第三号に該当することとなつたとき。

# 止

十日以内に、その第二十二条 第十七 二十二条 第十七条 (予報業務の休廃点) の旨を気象庁長官に届け出なければならない。-七条の規定により許可を受けた者が予報業務の 全部 又は 部 だを休 止 Ļ 又は 廃止 したときは、 その 日 カン . ら三

## (警報の 制 限

第二十三条 限 りでない。 気象庁以外の者は、 気象、 津波、 高 潮、 波浪及び洪水の警報をしてはならない。 但し、 政令で定める場合は、こ

# (予報及び警報の標識)

警報事項 を発表 形象、色彩、 又は伝達する者は、国土交通省令で定める方法彩、灯光又は音響による標識によつて気象、地 に従 象、 津波、 つてこれ 高 を 潮、 となければなられ 波浪又は洪水! ならない。 ての 予 報 事 項 文は

## 登

第二十四条の二十 気象予報士となる資格を有する者が気象予報士となるには、 気象庁長官の登録を受けなければならない。

# 条 通 による資料

業務を行う機関 |関、船舶又は航空機において受信されることを目的とする無線通信により発表しなければならない。||象庁は、国土交通省令の定めるところにより、左に掲げるものを総合して作成する資料を国内及び国

- 国内及び国外の気象、
- 国内及び国外の気象、 項及び警 報

事 項

前二号に掲げるものの外、 )外、国内及び国外の気象、地象及び水象に関する情報地象(地震及び火山現象を除く。)及び水象の予報事地象及び水象の観測の成果

第十八条(第一項第二号及び第三号を除く。)及び第二十条の二から第二十二条までのならない。但し、船舶又は航空機が当該業務を行う場合は、この限りでない。おいて受信されることを目的とする無線通信により発表する業務を行おうとするものは、2二十六条 気象庁以外の者で、その行つた気象の観測の成果を国内若しくは国外の気象業 のは、気象庁長官の許気象業務を行う機関、 許可を受ける。船舶又は対 な航 け 空 れ機 ばに

2 この場合において、第二十条の二中「第十八条第一項各号の一」とあり、 号」と読み替えるものとする。 及び「同項各号」とあるの とあるのは、前項 項の 第十八条第 場合に準用 する。 項第

第三十七条(気象測型 てはならない。 高潮、波浪若しくは洪水についての警報の標識をこわし、移し、その他これらの気象測でしなければならない気象の観測を行う者が屋外に設置する気象測器又は気象、地象(第三十七条)何人も、正当の理由がないのに、気象庁若しくは第六条第一項若しくは第二 米一何人も、正例器等の保全) その他これらの気象測器又は標識 (地震及び火山現象を除二項の規定により技術上  $\mathcal{O}$ 効用を害する行為をし 一の基準 12 津波、

第四十 第九条 条の規定に違反した者、次の各号の一に該当する者は、 五. + 万 円以 下 0 罰 金 に .処する。

(略)

電 気事 業法 昭 和 三十九年法律第百七十号) 沙

第二条 この法律において、(定義) 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

# 一~八 (略)

卸 電気事業、 特定電気事業及び特定規模電気事業をいう。

2 • 3 (略)

# ○登録免許税法 (昭和四十二年法律第三十五号) (抄)

別表第一 -第十九条、第一課税範囲、 第二十三条、第二十四条、第三十四条関係)
「、課税標準及び税率の表(第二条、第五条、 第九条、 第十条、第十三条、第十五条—第十七条、 第十七条

百四十四~百五十八 (略)	四 気象業務法第九条(登録検定機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	の認定 の認定 一切の記定 の認定 の認定 の認定 の認定 の規定による認定測定者 一 気象業務法第三十二条の二第一項(測定能力の認定)の規定による認定測定者	の観測の成果に係る無線通信による発表の業務の許可	<ul><li>二 気象業務法第二十六条第一項(無線通信による資料の発表)の規定による気象</li></ul>	可)の予報業務の許可	() 気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)第十七条第一項(予報業務の許	の認定又は気象測器に係る登録検定機関の登録	百四十三 予報業務の許可、気象観測成果の無線通信による発表業務の許可若しくは気	<ul><li>「百四十二 (略)</li></ul>	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	
	登録件数	定件	定 件	定 可件	百 作	許可件数		(象測器の器差		課税標準	
	一件につき九万円	一件につき九万円		一件につき九万円		一件につき九万円		しくは気象測器の器差に係る認定測定者		税率	

○国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)(抄)